

⑤ 回衆衆三三 ⑥ ⑦ 「過マンガン酸カリウム消費量は、」や「有機物（全有機炭素（TOC）の量）は3mg/L以下又は過マンガン酸カリウム消費量は、」と各々、回衆衆三三 ⑧ ⑨ 「大腸菌群は、50ml中に、」や「大腸菌は、」と各々、回衆衆三三 ⑩ ⑪ 「水素イオン濃度及び過マンガン酸カリウム消費量」や「pH値、有機物（全有機炭素（TOC）の量）及び大腸菌」に「よること」や「よること。また、過マンガン酸カリウム消費量の検査方法は、滴定法によること」に各々、回衆衆三三 ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ 「回衆衆三三 ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿」の適用を受けない飲用水」に「水道法（昭和32年法律第177号）」や「水道法」に「基づき、」や「より」に各々、回衆衆三三 ① ② ③ 「その他」や「その他の」に各々、回衆衆三三 ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

(3) 亜硝酸態窒素

令和二年三月二十五日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県岐阜市

編集
岐阜市三輪ふりんどびあ十三
岐阜文芸社